



特集 2-5p

風水害に備えましょう～「自らの命を自ら守る」意識と備え～

6p マイナポイントのお知らせ

8p インタビュー 小峰町長に聞く

9p 国民年金保険料の免除・猶予制度のお知らせ

10p 住宅リフォーム資金補助のご案内

13p ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

14p 「はとやま食エコレシピコンテスト2020」
レシピ募集

20p ストップ! あおり運転

22p 町スポーツ協会スポーツ賞推薦のお知らせ

24p レポート「社会を明るくする運動伝達式」
ほか

風水害に備えましょう

～「自らの命を自ら守る」意識と備え～

令和元年の台風19号では、未だかつてない雨量により、鳩山町でも一部の地域で、床下浸水、床上浸水、土砂くずれなどの大きな被害が発生しました。避難所も4カ所開設され、最大時には全体で337名の方が避難されました。令和2年7月には西日本を始め各地で甚大な水害被害が発生しており、8月以降は台風が多発するシーズンに入ります。

突発的に発生する地震と違い、台風等による水害は降雨から災害発生までに比較的時間の猶予があります。この短時間の猶予を使い、自らの命を守るために最善の行動を行えるようにしましょう。なお、3密(密閉、密集、密接)になりやすい避難所には新型コロナウイルス感染症のリスクが伴います。避難を決断する災害の程度や避難方法についてもあらかじめ考えておきましょう。



ステップ1 洪水時の基本的な行動を考えましょう

洪水時避難のための基本的な行動として以下の6つの行動が考えられます。

- ・避難しやすい服に着替える()
- ・避難するときを持っていくものを準備する()
- ・今後の台風の状況等を調べ始める()
- ・川の水位をインターネット等で調べ始める()
- ・住んでいるところと、上流の雨量を調べ始める()
- ・安全なところへ移動を始め、避難完了

この中で最後となる6番目の行動が「安全なところへ移動を始め、避難完了」です。自分なら1～5番目に何をするか、()に番号を記入してみましょう。

水があふれる前に、安全な場所へ移動するスピードは人それぞれです。自分自身の家族構成や生活環境を踏まえて、あわてずに逃げる準備を整えるために、各個人や世帯が、いつ何をするのかをあらかじめ時系列ごとに整理したものをマイ・タイムラインと言います。

国土交通省関東地方整備局のホームページでは、マイ・タイムラインについて詳しい案内があり、実際に作成することもできます。

マイ・タイムライン

作成してみましょう

ステップ2 家庭の状況をチェックしましょう

それぞれの家庭には、車を持っている、祖父母と同居している、ペットを飼っているなど、ステップ1の洪水時の基本的な行動に入らない、各々の状況があります。

それらを確認して、自分にはどのような行動が必要かを考え、()に自分の行動を記入してみましょう。

また、今回例示した状況以外にも、自分自身の状況を振り返り、整理してみましょう。

ペット(例:犬をペットホテルに預ける)
()

持病薬(例:血圧の薬の予備を買いに行く)
()

親戚など避難を受け入れてくれる場所
(例:電話をして避難に行くことを伝える)
()

ステップ3 マイ・タイムラインを作ってみましょう

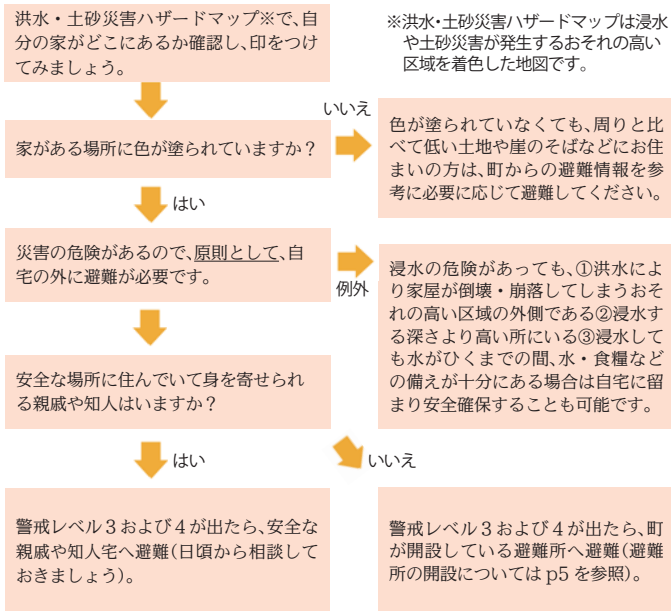
基本的な行動を理解し、自分に必要な行動が分かったら「マイ・タイムライン」を書き出してみましょう。
※なお、ここで示した警戒レベル等のタイミングはイメージであり、実際の洪水時とは異なる場合があります。

3日前 (台風等が接近) 警戒レベル1	2日前 (雨風が強くなる) 警戒レベル2	1日前 (川の水位が上昇)	氾濫半日前 (川のの上流から水が集まり水位は更に上昇)	氾濫5時間前 (河川敷クラウンド水没) 警戒レベル3	氾濫3時間前 (川の水があふれそう) 警戒レベル4	氾濫発生 警戒レベル5
事前にしておくことを、時系列ごとに書き出してみましょう。			避難のタイミングや、避難先等を書き出してみましょう。		逃げ遅れた場合の命を守る最善の行動を書き出してみましょう。	

※国土交通省関東地方整備局のホームページでは、入力等をして、マイ・タイムラインを作成・印刷することができます。

国土交通省関東地方整備局 マイ・タイムライン 検索

避難行動判定フロー



※警戒レベル及び避難行動等についてはp4を参照

突然発生する地震とは違い、台風等による洪水は、発生してから洪水等になるまでに時間に猶予があります。

安全に避難するために、平時からハザードマップの確認とともに、いざという時の避難行動判定フローを確認し、非常持ち出し品の事前準備等をおこなってください。



鳩山町 ハザードマップ 検索

ハザードマップは、町ホームページや、役場総務課窓口等で配布しています。

「避難行動要支援者支援制度」

災害時のセーフティネット構築のため、事前に障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の方などの情報を把握し、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行えるようにする制度です。平常時には、声かけや見守り活動に役立ちます。

台帳に登録できる方

- 次の①～③のいずれかに該当し、災害発生時において、避難情報の入手、避難の判断や避難行動を自ら行うことが困難な方(家族等の介助により、避難に支障がない方を除きます)。
- ① 高齢者 要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方および高齢者のみの世帯の方
 - ② 障がい者 身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳(A)を有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方
 - ③ その他災害時に支援が必要である方
- 問合せ 役場総務課
☎296-1214

風水害時の避難における心得

(1) ひざ下まで水が来る前に避難

浸水時の歩行可能な水位の目安はひざ下までです。また、水位が低くても、水の勢いで動けなくなる危険性がありますので、水が流れてきたら高所へ早急に避難してください。

(2) 二次災害を防止し、避難することを周知

火災予防のため、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。また高齢者等がいる場



合は、ご近所で助け合い、地域全体での避難に努めましょう。

(3) 動きやすい服装で2人以上での避難

避難する時は、動きやすい服装で、2人以上での避難を心がけましょう。浸水しているところは、深さが分からないため、杖か棒を持って歩きましょう。長靴は、水が入ると重たくなってしまいます。水中でも脱げにくく歩きやすい履物で逃げましょう。



町指定の避難所について

町指定の避難所は全て同時に開設されるわけではありません

台風等の風水害時における避難所の開設予定順序は次のとおりとしておりますが、気象状況等、様々な要因により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【台風等の風水害時における避難所の開設予定順序】

- 亀井地区
 - ① 亀井農村センター ② 亀井小学校
- 今宿地区
 - ① 今宿コミュニティセンター ② 今宿小学校
- 鳩山ニュータウン・石坂地区
 - ① 地域包括ケアセンター ② 鳩山小学校
- 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

災害時の避難所における 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症予防には「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けることが重要です。そこで、町民の皆さまにおかれましては、主に次の内容についてご協力をお願いします。

(1) マスクなどの感染予防必要物資の持参

町においても、持参が困難な方などを想定し、必要最低限の感染予防物資は用意しますが、備蓄数には限りがあります。可能な限りご持参のご協力をお願いします。また、感染予防物資以外の備蓄品で、町が用意する必要最低限の物資は①食料②飲料水③毛布となっていますが、できるだけ各自ご持参ください。

(2) 事前の健康管理及び避難所における対応

避難所においては、避難された方に対して、受付時とその後において定期的に、健康状態の確認をお願いし、状況により個別の対応をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

罹災証明書の発行に関するお知らせ

罹災証明書は、風水害、地震等の自然災害により住家が被害を受けたとき、被災者からの申請に基づき町が交付する証明書です。各自で契約されている保険の請求等に、この罹災証明書が必要となる方はご申請ください。なお、被災から時間が経過すると被災状況の確認が難しいことから、早めのご申請をお願いします。
※火災による証明は、西入間広域消防組合へ

お問い合わせください。
※証明書は、申請内容を審査し、後日発行します。
■ 証明に必要なもの
申請書、代理人の場合は委任状
※必要に応じて、被害状況が確認できる写真等の提出をお願いすることがあります。
※町ホームページ(電子申請・届出サービス)から罹災証明書の交付申請ができます。
■ 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

緊急時に確認 警戒レベル 4 で全員避難

「避難」とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる方は、避難する必要はありません。高齢者の方など避難に時間を要する方は警戒レベル3で、危険な場所から避難をし、警戒レベル4で、高齢者の方などに限らず、全員が危険な場所から避難をするタイミングとなっています。避難先は町が開設する避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅等もご検討ください。

警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

車での避難も危険となる場合もあります。無理な屋外避難は控え、避難できていないときは、自宅内の少しでも安全な部屋に移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

また、天候が回復しないうちに自宅へ戻ったり、天候が回復した後すぐに避難所から出たりする行為はたいへん危険です。必ず、安全が確保されたことを確認してから避難所を退出してください。

警戒レベルと避難の内容		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する方(高齢者、障がいのある方等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	町が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難をしましょう。町が開設する避難所等までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。	町が「避難勧告」または「避難指示(緊急)」を発令した場合
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報(災害が発生している状況を町が可能な範囲で発令)

避難情報等の入手方法

町では、洪水や土砂災害などの危険が迫っているときに、状況に応じて避難に関する情報を発表します。大雨の際などは、こまめな情報収集をするように心がけてください。

防災行政無線

防災行政無線の放送は、気象状況(大雨や暴風)や環境の違い(家の構造や周辺の交通量など)によって聞き取りにくいことがあります。もう一度放送内容を確認したいという場合には、電話で確認することができます。災害時以外の放送でも利用できますので、防災行政無線を聞きそびれた場合はご利用ください。

☎ 0800-800-0799 (フリーアクセス)
※携帯電話、PHS、IP電話からはご利用できません。
※西入間広域消防組合が遠隔操作により放送する火災情報には対応していませんのでご注意ください。

インターネット・メール

■ 町ホームページ 災害情報等を随時更新します。
■ 防災情報メール配信サービス
あらかじめ登録したメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせします。
(登録の方法)

お手持ちの携帯電話等から登録用アドレス town.hatoyama@sg-m.jp宛てに空メールを送り、届いたURLにアクセスすると登録手続きができます。登録手続きの際、配信カテゴリを選択する画面では、「防災」を選択してください。
※携帯電話に登録される方で、ドメイン指定受信などを設定されている方は、空メールを送信する前に[sg-m.jp]のドメインから受信できるように設定してください。

※西入間広域消防組合が遠隔操作により放送する火災情報には対応していませんのでご注意ください。
■ 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバー取得には1カ月程度かかります。今後、役場窓口が混雑することも想定されますので、早めの申請をお願いします。



▲マイナンバーカードの申請方法については詳しくはこちら

交付申請書をお持ちの方

次の4つの方法から申請できます

1 スマートフォン

- ① スマートフォンで顔写真を撮影
- ② スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

2 パソコン

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

3 郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し申請完了

4 証明用写真機(対応している証明写真機に限る)

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

交付申請書をお持ちでない方

マイナンバーカード 郵便 検索

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます。
- ② 役場窓口で、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)をご持参ください。

■ 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、申請後のマイナンバーカードの受け取りや取得、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

■ 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

◆ 8月～9月休日臨時開庁日

■ 日程 8月9日(日)・22日(土)
9月13日(日)・26日(土)

■ 時間 午前9時～午後3時

■ 場所 役場町民健康課(庁舎1階)

- ◆ **マイナポイント全般についての問合せ** マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 午前9時30分～午後8時(土、日、祝日は午前9時30分～午後5時30分)
- ◆ **マイナンバーカードの申請等についての問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891



マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください

マイナポイント制度等に関して、「通帳等を預かったり、確認すること」「手数料の振込みを求めること」等は絶対にありません。怪しいな?と思ったら、警察相談専用電話(☎ 9110)にご相談ください。

上限
5,000円分の

マイナンバーカードで マイナポイントがもらえます

マイナポイントを活用した消費活性化策



マイナポイントとは?

- ・マイナンバーカードを取得し、
- ・カードでマイナポイントを予約した人を対象に
- ・選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントを国が付与する仕組みです。

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえます

使いたいキャッシュレス決済サービスを自分で選べます

※決済サービスによっては、受け付け開始日が異なります。

※キャッシュレス決済サービスの申込みは、令和2年7月から受け付けています。

※令和2年9月から実施されます。

※マイナポイント予約(マイキーID設定)の上、事前に申込みをしたキャッシュレス決済での買い物やチャージなどをした人に対して、買い物などに使えるポイントを付与する国の制度が、令和2年9月から実施されます。

ポイントを活用して
お得にお買い物

どうすればマイナポイントがもらえるの?

Step1 マイナンバーカードを準備しましょう



※通知カードではありません。マイナンバーカードをお持ちでない方は、上記の申請方法をご覧ください。

Step2 マイナポイントの予約

パソコンやスマートフォンから専用サイトにアクセスして、マイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約(予約によりマイキーIDが設定されます。既に設定した方はマイナポイント予約済です。)します。

※予約者数が国の予算の上限に達した場合は、予約を締め切る可能性があります。

※パソコンからのご利用にはカードリーダーが必要です。スマートフォンはカード読み取り対応機種に限りです。パソコンやスマートフォンがない方は役場町民健康課窓口で予約ができます。

マイナポイントの予約方法について詳しくはこちら



Step3 キャッシュレス決済サービスを申し込みます

Step2と同様に、スマートフォンアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

※一度選択したキャッシュレス決済サービスは変更できませんので、ご注意ください。

Step4 令和2年9月以降マイナポイントが付与

令和2年9月から令和3年3月までの期間に選択した決済サービスでチャージ、または買い物をすると、ポイントとしてマイナポイントが付与されます。

チャージやお買い物の際にマイナンバーカードは必要ありません。

4期目がスタート

小峰町長に聞く



7月5日(日)に執行予定の鳩山町長選挙は、立候補者が1名のため無投票となり、小峰孝雄氏が再選を果たしました。

少子高齢化や人口減少などによる厳しい財政状況のなか、鳩山町は多くの課題に直面しています。安心安全なまちづくりを推進しつつ、健全な財政の確保を目指すために、4期目のスタートにあたり、小峰町長に、鳩山町のまちづくりへの決意と抱負を伺いました。



▲7月6日(月)当選証書付与式で、古越選挙管理委員会委員長(写真右)から当選証書を手にする小峰町長(写真左)。

「今後4年間で進めていきたい取り組みについてお聞きします。」

「安全・安心、そして健康な町はとやま」・「より便利なデマンドタクシーの実現」・「企業誘致の推進」の3つの政策を推進しつつ、近年増加している起債残高を抑えるために「起債残高の削減計画」を作成します。

この計画とともに、健全な財政の確保を目指し、長期的な視点に基づく安定した財政運営により財政健全化に全力で取り組んでまいります。

「安全で安心、そして健康なまちづくりについてお聞きします。」

鳩山町は、ここ数年男女とも健康寿命が県内でトップクラスにあります。また、町内の交通事故死亡者ゼロにつきましても4千日を超え、県内最長を継続しています。

「今後はこれらに犯罪のないまちづくりの推進に加え、「安全・安心、そして健康な町はとやま」を目指していきます。」

「デマンドタクシーについては、今後どのように取り組んでいきますか。」

現在、町内の貴重な公共交通機関として、デマンドタクシーは重要な役割を果たしています。

一方で、町外へのアクセスや土・日曜日の運行に対する要望も寄せられています。こうした要望を踏まえ、「より便利なデマンドタクシーの実現」に向けて取り組みを強化してまいります。

「企業誘致の推進についてはどのようにお考えですか。」

良品計画鳩山センターやスーパーマーケットベイシアの誘致を実現してまいりましたが、今後は今宿仮宿地区などへの

企業誘致を実現し、税収確保に努めてまいります。企業誘致につきましては、支社や工場といった地方拠点誘致に加え、本社機能移転や外国企業の誘致についても研究していきたいと思っております。

「まず重点的に取り組みたいことを町民の皆さまにお願いします。」

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策を影響を受けた町民の皆さまに対して、重点的に取り組んでまいります。鳩山町緊急支援事業第1弾として「町内事業者応援」「子育て世帯支援」「公共施設等感染防止」の3つの基本方針に基づき、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、町独自の支援事業を早期に実施してまいります。また、第2弾も続けて実施する予定です。

(鳩山町緊急支援事業第1弾の詳細は広報はとやま7月号を参照)



ご存じですか？ 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となっています。

■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする特例免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた免除申請が可能です。手続きには一般の免除申請に必要なもののほかに「所得申立書」の提出が

必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

■令和2年度の申請期間

令和2年7月～令和4年8月

※申請月の2年1か月前までは遡って免除を申請することができます。

■承認期間 令和2年7月～令和3年6月（令和元年中の所得で審査）

■手続きに必要なもの

- ・印鑑（代理申請の場合） ・年金手帳
- ・失業を理由に申請（特例）する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所

■問合せ 役場町民健康課 保険年金担当

☎ 296-5891

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納（10月～3月）をご希望の方は今月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納（4月～9月）1年度・2年度前納の申出は令和2年2月末日で締め切りました。

■手続きに必要なもの

納付書（または年金手帳）・通帳・金融機関の届出印

■申出期限 8月26日（水）

■問合せ

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657



「地域健康教室 9月分」参加者募集

皆さんが安心して参加できるよう新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり、健康運動指導士等を講師とした「地域健康教室」を開催します。

■対象者 町民の方（おおむね65歳以上を対象としていますが、年齢制限はありません）

■内容 自宅でできるフレイル予防の体操等

■時間

・午前の部

1 回目 午前9時30分～10時30分

2 回目 午前11時00分～正午

・午後の部（亀井教室のみ）

1 回目 午後1時15分～2時15分

2 回目 午後2時45分～3時45分

※受付時間は開始時間15分前から

■参加費 無料

■申込み 事前予約制で1人1回参加申込みができます。参加希望される方は、**8月12日（水）午前8時30分よりお電話でお申込みください。**（FAX不可）※来所はご遠慮ください。また申込み初日は電話が混み合うことが予想されますので、あらかじめご了承ください。定員に達した場合、別の日程を案内させていただきます。

■持ち物 マスク、水分補給用飲み物、タオル、動きやすい服装でお越しください。（保健センター、亀井農村センターは上履きが必要です）
・亀井農村センターの講師は町保健師です。

・当日は検温をしてからお越しください。体調不良等でキャンセルする時は下記までご連絡をお願いします。

■申込・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

	日にち	講師	会場名	参加者定員（名）	
				1回目	2回目
1	9月 2日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
2	9月 3日（木）午前の部	遠藤 良江	今宿コミュニティセンター	20	20
3	9月 3日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
4	9月 7日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
5	9月 9日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
6	9月 14日（月）	遠藤 良江	町保健センター	7	7
7	9月 17日（木）	埼玉県健康づくり事業団	今宿コミュニティセンター	20	20
8	9月 23日（水）	遠藤 良江	町地域包括ケアセンター	30	30
9	9月 24日（木）午前の部	菅野 隆	今宿コミュニティセンター	20	20
10	9月 24日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
11	9月 28日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
12	9月 30日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30

「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」について

訪れた施設などに感染者がいたことが分かった場合、埼玉県から注意喚起のLINEメッセージが届きます。

■事業者、イベント主催者等向け登録方法

①右のQRコードから埼玉県ホームページへアクセス



②QRコード発行フォームに必要情報を入力し、利用規約に同意する

③登録完了。案内に従いQRコードをダウンロード

④施設、イベント入口等にQRコードを掲示

■施設利用者等向け登録方法

①施設、イベント入口等に掲示してあるQRコードを読み取り

②読み取り完了メッセージが埼玉県から届く
※初回のみ、情報取得への同意をお願いします。

■感染者が発生した時

必要に応じて、対象者にお知らせのメッセージが埼玉県から届きます。

■問合せ 県保健医療部感染症対策課 企画・宿泊療養担当 ☎ 048-830-7502



下期分の受付が始まります 住宅リフォーム資金補助のご案内

現在お住まいの住宅を町内の事業者を使って改修する際に、かかる費用の一部を町で補助します。なお、対象者は右記すべてに該当する方です。

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上（税抜き）の個人住宅の改修工事（増築を除く）。ただし、部分的な修繕工事は除きます。
例…建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレなどの改修工事（ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。）

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

■申込期間 9月10日（木）～28日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

■受付時間 午前8時30分～午後5時

※申し込み状況により抽選となります。抽選確定後、申請者にご連絡いたします。

■公開抽選 9月30日（水）午前10時から役場3階301会議室で実施します。

※抽選会場に行く前に、必ず産業環境課窓口にお立ち寄りください。番号札をお渡しします。

補助対象者

※下記すべてに該当する方

- ①申し込み時に本町に住民登録をしている方
 - ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
 - ③申し込み時点で町税を滞納していない方
 - ④対象工事が令和3年3月末までに完了すること
 - ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金等を受けていない方
 - ⑥補助金交付決定前に工事等に着手していないこと
- ※申請後、現場確認を行い、決定通知を交付します。
※1住宅1回限りの補助となります。

■必要書類【申請時に必要な書類】鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書（役場産業環境課窓口にて配布）、改修の見積書の写し、改修工事の図面
【抽選確定後に必要な書類】住民票の写し、町税（国民健康保険税も含む）納税証明書、家屋所有証明書
■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となります。

【対象となる保険税（料）】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限を設定している保険税（料）

【保険税（料）の全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

【保険税（料）の一部または全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入）の減少が見込まれ、右記の①～③の要件に該当する世帯の方

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は①～③の要件全てに該当する必要があります。

※介護保険料は①と③の要件に該当する必要があります。

①事業収入等の種類ごとに見た収入のいずれかが令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みがあること

②令和元年中の所得の合計が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免額は、主たる生計維持者の令和元年中の所得額等に基づいて計算します。また、申請の際には、減免の対象となる事由（主たる生計維持者の死亡や失業、収入の減少等）を証明する書類が必要となります。減免の内容や申請方法等詳細については、下記の各担当までお問い合わせください。

■国民健康保険税

役場税務会計課 賦課担当 ☎ 296-5892

■介護保険料

役場長寿福祉課 介護保険担当 ☎ 296-1210

■後期高齢者医療保険料

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891



ひとり親世帯臨時特別給付金 (国 第2次補正分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、県から給付金を支給します。支給には「基本給付」と「追加給付」があります。

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方

【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請は不要です。
- 支給日 8月上旬(予定)

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

②公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けられない方

令和2年6月分児童扶養手当の支給要件に該当するが全額停止となっている方や、公的年金等を受給している児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯の方が対象となります。

※平成30年1月～12月の収入や所得額について支給要件があります。

【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定



「ひとり親世帯臨時給付金」の振込詐欺等にご注意ください!

ひとり親世帯臨時給付金の支給に関して、役場職員等が「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」は絶対にありません。また「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと」は絶対にできません。不審な電話等がありましたら、警察相談専用電話(＃9110)にご相談ください。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少している、児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯(※)の方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方が対象となります。

(※) 児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくは一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に限ります。また令和2年2月以降の収入等について支給要件があります。

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

◆申請について

(②、③に該当する方、①の追加給付を希望する方)

- 提出方法 役場町民健康課へ持参または郵送
- 申請期間 令和2年8月3日(予定)～令和3年2月28日(予定)
- 申請に必要なもの

【基本給付分】 ・申請書

- ・本人確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
- ・受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)の写し
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(申請者及び児童の戸籍謄本等) ※児童扶養手当の申請をしている方や現況届提出の対象となっている方は不要です。
- ・簡易な収入(所得)額の申立書
- ・収入額や所得額がわかるもの(給与明細、年金振込通知書、個人事業の帳簿等)の写し

【追加給付分】 ・申請書

■申請書等の様式について

児童扶養手当資格者の方へは、8月の現況届のお知らせと同封予定です。また、準備が整い次第、ダウンロードしてお使いいただけるようにホームページに掲載します。なお窓口での相談や申請の際、確認等で時間がかかる場合があります。

- 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



新型コロナウイルス感染症対策

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルス感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや、3密(密集、密接、密閉)を避ける等の「新しい生活様式」が求められ

ています。そのうえで、暑い時期は、場面に応じて熱中症予防も意識する必要があります。下記の事項などに注意し、熱中症を防ぎましょう。

暑さを避けましょう



- ・感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確認しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節する
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

適宜マスクを外しましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとつたうえで、適宜マスクを外して休憩をとる

こまめに水分補給をしましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルが目安
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定し、健康チェック
- ・体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養

暑さに備えた体作りをしましょう

- ・水分補給を忘れずに、無理のない範囲で



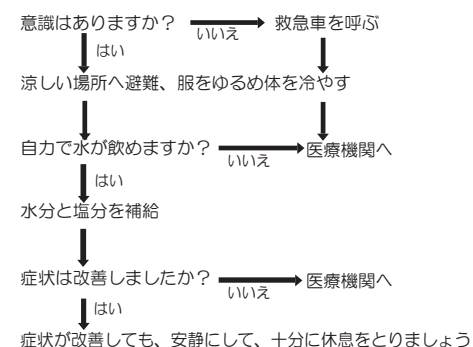
出典：厚生労働省 令和2年度熱中症予防行動リーフレット

こんな症状があったら熱中症を疑いましょう

こんな症状があったら、熱中症を疑いましょう	程度	症状
軽度	めまい、立ちくらみ、手足のしびれ こむら返り(筋肉痛)、気分が悪い 汗が止まらない、ボーっとする	
中度	頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感) 虚脱感、意識がなんとなくおかしい	
重度	意識がない、けいれん、体が熱い 呼びかけに対し返事がおかしい まっすぐに歩けない	

- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

■熱中症かもしれないと思ったときには





令和 2 年度第 4 回認知症普及啓発コラム

8 月から認知症ケア相談室を開設します

認知症の方が可能な限り住み慣れた鳩山町で生活を続けていくために、認知症ケア相談室を開設します。認知症のご家族への接し方や介護方法が分からなくてお困りの方は、認知症の方への介護経験が豊かな専門職（認知症ケア相談員）が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

- **相談日** 毎月第 2、第 4 火曜日 午前 10 時～正午
- **相談方法** 電話または来所

- **電話相談**
鳩山松寿園在宅介護支援センター 担当：堀口
☎ 296-2121
鳩山松寿園東館 担当：篠田 ☎ 296-7677
- **来所相談** 鳩山松寿園東館（松ヶ丘 4-1-3）
- **相談内容** 認知症に関する介護方法の相談など
- **詳しい事業の問合せ先**
町地域包括支援センター ☎ 296-7700

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために 「はーとん見守りシール」を交付しています

在宅で生活している認知症の高齢者の方などが、何のきっかけで家に帰れなくなり、保護されたときの問題として、自宅の住所や自分の名前が伝えられず、対応が困難になることがあります。

このような方のために、衣服や杖などに貼れる「はーとん見守りシール」を交付しています。

「はーとん見守りシール」には、二次元コードが印刷されています。高齢者を発見した方が、スマートフォン等で二次元コードを読み取ると、伝言板サイトが表示され、介護者（保護者）宛てにメールが自動送信されます。

発見者と介護者は伝言板サイトを通じて 24 時間 365 日、直接のやり取りができるため、介護者はすぐに迎へに行くことができます。

- **交付対象者** 町内に住所を有し、在宅で徘徊行動の恐れがある 65 歳以上の高齢者の方など

個人情報の漏れは心配ありません



シールには個別登録番号のみが記されて、氏名などの個人情報は記載されません。

発見者、介護者ともに自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要がないため、お互いの個人情報が漏れる心配もありません。

- **交付枚数** アイロンで衣類等に貼るシール（洗濯可能）30 枚、杖やバッグなどの持ち物に貼る蓄光シール 10 枚
- **費用** 無料（2 回目以降は有料となります）
- **申請先・問合せ** 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

関連レポ

はーとん見守りシールの キーホルダー をいただきました



鳩山町では、認知症の方の一人歩きを早期に発見し、ご家族のもとに帰ることができるように「はーとん見守りシール」を対象の方に交付しています。今回、革のミニシューズづくりで町内事業に貢献いただいている増田利正さんが、「はーとん見守りシール用のキーホルダー」を作ってくださいました。見守りシールを貼るのを嫌がっていた高齢者が、このキーホルダーに入ると、身につけてくれたことができました。おしゃれて素敵なご寄付ありがとうございました。

アイデア レシピ 大募集！

はとやま食エコ推進事業

「はとやま食エコレシピコンテスト 2020」

日本では、まだ食べることができる食品が、食べ物をつくる（生産・製造）、売る、（販売）、食べる（消費）等の各段階において日常的に捨てられ、多くの「食品ロス※」が発生しています。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDG s ; Sustainable Development Goals）」の 1 つに位置付けられており、日本だけでなく国際的に取り組むべき課題となっています。

これまで町では、食にふれあう様々な食育事業を展開し、食に対する理解を深め、興味関心の向上や地産地消につながる取り組みを進めてきました。今年度はさらに、食品ロス削減や「もったいない」という食や環境に配慮する意識を育むことも、食育活動の一環として捉え、「はとやま食エコレシピコンテスト」を初開催します。

このコンテストでは、普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使った料理や、食材を丸ごと使う料理等、「食エコ」なアイデアレシピを募集します。皆様からのご応募をお待ちしております。
※食品ロス…食べられるのに捨てられてしまう食品

■ 応募方法

「応募用紙」に必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。応募用紙は園や学校を通じて配布します。町保健センターに設置するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

（町内在園・在学の方）

在籍する保育園、幼稚園、小中学校

（それ以外の方）

町保健センター（窓口・郵送・E-mail）

- ・和洋中などの料理の種類は問いません。
- ・一般的な食材や調理器具で作れる料理、加熱した料理であることが望ましいです。
- ・事業への採用時期は秋～冬頃の予定のため、できる限りその時期に手に入る食材を考慮してください。

■ 応募資格

どなたでもご応募いただけます（町外からの応募も可能です）

■ 応募条件

- ・おひとり何点でもご応募いただけますが、自作・未発表の作品に限ります。
- ・応募にかかる経費は、応募者負担です。

応募内容

- ・普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使うエコ料理
- ・食材を丸ごと使うエコ料理
- ・地元や県内でとれる農産物や町特産品を使ったエコ料理
- ・多く作りすぎた、食べ切れなかったおかずをリメイクしたエコ料理 等

審査のポイント

- ①食品ロスの削減につながる料理・レシピであること
- ②料理、レシピ等を通じて、伝えたいことや思いが明確であること
- ③創意工夫がされていること

応募期間

8月1日(土)～8月28日(金)

※その他、留意事項等は事業チラシまたは HP をご確認ください。

■ 審査方法

一次審査：書類審査

二次審査：web 審査（一次審査を通過した上位 7 作品に対して、町民の web 上の投票により順位を決定します）

■ 表彰等

- ・入選者には賞状と副賞を、その他応募者全員に参加賞を贈呈します。
- ・コンテスト結果は町広報やホームページに掲載します。
- ・優秀作品は、町食育事業で広く周知します。

■ 問合せ・提出先

町保健センター

（はとやま食エコレシピコンテスト事務局）

〒350-0324 鳩山町大字大豆戸 183-1

電話 049-296-2530 FAX 049-296-2832

メール h4600@town.hatoyama.lg.jp





「地域健康教室 9月分」参加者募集

皆さんが安心して参加できるよう新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり、健康運動指導士等を講師とした「地域健康教室」を開催します。

■対象者 町民の方（おおむね65歳以上を対象としていますが、年齢制限はありません）

■内容 自宅で行えるフレイル予防の体操等

■時間

・午前の部

1 回目 午前9時30分～10時30分

2 回目 午前11時00分～正午

・午後の部（亀井教室のみ）

1 回目 午後1時15分～2時15分

2 回目 午後2時45分～3時45分

※受付時間は開始時間15分前から

■参加費 無料

■申込み 事前予約制で1人1回参加申込みができます。参加希望される方は、**8月12日（水）午前8時30分よりお電話でお申込みください。**（FAX不可）※来所はご遠慮ください。また申込み初日は電話が混み合うことが予想されますので、あらかじめご了承ください。定員に達した場合、別の日程を案内させていただきます。

■持ち物 マスク、水分補給用飲み物、タオル、動きやすい服装でお越しください。

（保健センター、亀井農村センターは上履きが必要です）

・亀井農村センターの講師は町保健師です。

・当日は検温をしてからお越しください。体調不良等でキャンセルする時は下記までご連絡をお願いします。

■申込・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

	日にち	講師	会場名	参加者定員（名）	
				1回目	2回目
1	9月 2日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
2	9月 3日（木）午前の部	遠藤 良江	今宿コミュニティセンター	20	20
3	9月 3日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
4	9月 7日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
5	9月 9日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
6	9月 14日（月）	遠藤 良江	町保健センター	7	7
7	9月 17日（木）	埼玉県健康づくり事業団	今宿コミュニティセンター	20	20
8	9月 23日（水）	遠藤 良江	町地域包括ケアセンター	30	30
9	9月 24日（木）午前の部	菅野 隆	今宿コミュニティセンター	20	20
10	9月 24日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
11	9月 28日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
12	9月 30日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30

「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」について

訪れた施設などに感染者がいたことが分かった場合、埼玉県から注意喚起のLINEメッセージが届きます。

■事業者、イベント主催者等向け登録方法

①右のQRコードから埼玉県ホームページへアクセス



②QRコード発行フォームに必要情報を入力し、利用規約に同意する

③登録完了。案内に従いQRコードをダウンロード

④施設、イベント入口等にQRコードを掲示

■施設利用者等向け登録方法

①施設、イベント入口等に掲示してあるQRコードを読み取り

②読み取り完了メッセージが埼玉県から届く
※初回のみ、情報取得への同意をお願いします。

■感染者が発生した時

必要に応じて、対象者にお知らせのメッセージが埼玉県から届きます。

■問合せ 県保健医療部感染症対策課 企画・宿泊療養担当 ☎ 048-830-7502



下期分の受付が始まります 住宅リフォーム資金補助のご案内

現在お住まいの住宅を町内の事業者を使って改修する際に、かかる費用の一部を町で補助します。なお、対象者は右記すべてに該当する方です。

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上（税抜き）の個人住宅の改修工事（増築を除く）。ただし、部分的な修繕工事は除きます。
例…建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレなどの改修工事（ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。）

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

■申込期間 9月10日（木）～28日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

■受付時間 午前8時30分～午後5時

※申し込み状況により抽選となります。抽選確定後、申請者にご連絡いたします。

■公開抽選 9月30日（水）午前10時から役場3階301会議室で実施します。

※抽選会場に行く前に、必ず産業環境課窓口にお立ち寄りください。番号札をお渡しします。

補助対象者

※下記すべてに該当する方

- ①申し込み時に本町に住民登録をしている方
 - ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
 - ③申し込み時点で町税を滞納していない方
 - ④対象工事が令和3年3月末までに完了すること
 - ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金等を受けていない方
 - ⑥補助金交付決定前に工事等に着手していないこと
- ※申請後、現場確認を行い、決定通知を交付します。
※1住宅1回限りの補助となります。

■必要書類【申請時に必要な書類】鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書（役場産業環境課窓口にて配布）、改修の見積書の写し、改修工事の図面
【抽選確定後に必要な書類】住民票の写し、町税（国民健康保険税も含む）納税証明書、家屋所有証明書
■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となります。

【対象となる保険税（料）】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限を設定している保険税（料）

【保険税（料）の全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

【保険税（料）の一部または全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入）の減少が見込まれ、右記の①～③の要件に該当する世帯の方

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は①～③の要件全てに該当する必要があります。

※介護保険料は①と③の要件に該当する必要があります。

①事業収入等の種類ごとに見た収入のいずれかが令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みがあること

②令和元年中の所得の合計が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免額は、主たる生計維持者の令和元年中の所得額等に基づいて計算します。また、申請の際には、減免の対象となる事由（主たる生計維持者の死亡や失業、収入の減少等）を証明する書類が必要となります。減免の内容や申請方法等詳細については、下記の各担当までお問い合わせください。

■国民健康保険税

役場税務会計課 賦課担当 ☎ 296-5892

■介護保険料

役場長寿福祉課 介護保険担当 ☎ 296-1210

■後期高齢者医療保険料

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891



ひとり親世帯臨時特別給付金 (国 第2次補正分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、県から給付金を支給します。支給には「基本給付」と「追加給付」があります。

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方

【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請は不要です。
- 支給日 8月上旬(予定)

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

②公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けられない方

令和2年6月分児童扶養手当の支給要件に該当するが全額停止となっている方や、公的年金等を受給している児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯の方が対象となります。

※平成30年1月～12月の収入や所得額について支給要件があります。

【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定



「ひとり親世帯臨時給付金」の振込詐欺等にご注意ください!

ひとり親世帯臨時給付金の支給に関して、役場職員等が「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」は絶対にありません。また「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと」は絶対にできません。不審な電話等がありましたら、警察相談専用電話(＃9110)にご相談ください。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少している、児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯(※)の方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方が対象となります。

(※) 児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくは一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に限ります。また令和2年2月以降の収入等について支給要件があります。

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

◆申請について

(②、③に該当する方、①の追加給付を希望する方)

- 提出方法 役場町民健康課へ持参または郵送
- 申請期間 令和2年8月3日(予定)～令和3年2月28日(予定)
- 申請に必要なもの

【基本給付分】 ・申請書

- ・本人確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
- ・受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)の写し
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(申請者及び児童の戸籍謄本等) ※児童扶養手当の申請をしている方や現況届提出の対象となっている方は不要です。
- ・簡易な収入(所得)額の申立書
- ・収入額や所得額がわかるもの(給与明細、年金振込通知書、個人事業の帳簿等)の写し

【追加給付分】 ・申請書

■申請書等の様式について

児童扶養手当資格者の方へは、8月の現況届のお知らせと同封予定です。また、準備が整い次第、ダウンロードしてお使いいただけるようにホームページに掲載します。なお窓口での相談や申請の際、確認等で時間がかかる場合があります。

- 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



新型コロナウイルス感染症対策

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルス感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや、3密(密集、密接、密閉)を避ける等の「新しい生活様式」が求められ

ています。そのうえで、暑い時期は、場面に応じて熱中症予防も意識する必要があります。下記の事項などに注意し、熱中症を防ぎましょう。

暑さを避けましょう



- ・感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節する
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

適宜マスクを外しましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとつたうえで、適宜マスクを外して休憩をとる

こまめに水分補給をしましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルが目安
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定し、健康チェック
- ・体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養

暑さに備えた体作りをしましょう

- ・水分補給を忘れずに、無理のない範囲で



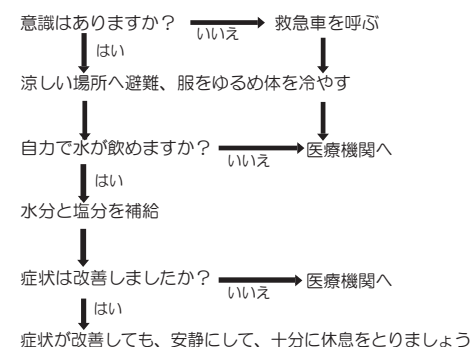
出典：厚生労働省 令和2年度熱中症予防行動リーフレット

こんな症状があったら熱中症を疑いましょう

こんな症状があったら、熱中症を疑いましょう	程度	症状
軽度	めまい、立ちくらみ、手足のしびれ こむら返り(筋肉痛)、気分が悪い 汗が止まらない、ボーっとする	
中度	頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感) 虚脱感、意識がなんとなくおかしい	
重度	意識がない、けいれん、体が熱い 呼びかけに対し返事がおかしい まっすぐに歩けない	

- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

■熱中症かもしれないと思ったときには





令和 2 年度第 4 回認知症普及啓発コラム

8 月から認知症ケア相談室を開設します

認知症の方が可能な限り住み慣れた鳩山町で生活を続けていくために、認知症ケア相談室を開設します。認知症のご家族への接し方や介護方法が分からなくてお困りの方は、認知症の方への介護経験が豊かな専門職（認知症ケア相談員）が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

- **相談日** 毎月第 2、第 4 火曜日 午前 10 時～正午
- **相談方法** 電話または来所

- **電話相談**
鳩山松寿園在宅介護支援センター 担当：堀口
☎ 296-2121
鳩山松寿園東館 担当：篠田 ☎ 296-7677
- **来所相談** 鳩山松寿園東館（松ヶ丘 4-1-3）
- **相談内容** 認知症に関する介護方法の相談など
- **詳しい事業の問合せ先**
町地域包括支援センター ☎ 296-7700

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために 「はーとん見守りシール」を交付しています

在宅で生活している認知症の高齢者の方などが、何のきっかけで家に帰れなくなり、保護されたときの問題として、自宅の住所や自分の名前が伝えられず、対応が困難になることがあります。

このような方のために、衣服や杖などに貼れる「はーとん見守りシール」を交付しています。

「はーとん見守りシール」には、二次元コードが印刷されています。高齢者を発見した方が、スマートフォン等で二次元コードを読み取ると、伝言板サイトが表示され、介護者（保護者）宛てにメールが自動送信されます。

発見者と介護者は伝言板サイトを通じて 24 時間 365 日、直接のやり取りができるため、介護者はすぐに迎へに行くことができます。

■ **交付対象者** 町内に住所を有し、在宅で徘徊行動の恐れがある 65 歳以上の高齢者の方など

個人情報の漏えいは心配ありません



シールには個別登録番号のみが記されて、氏名などの個人情報は記載されません。

発見者、介護者ともに自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要がないため、お互いの個人情報が漏れる心配もありません。

- **交付枚数** アイロンで衣類等に貼るシール（洗濯可能）30 枚、杖やバッグなどの持ち物に貼る蓄光シール 10 枚
- **費用** 無料（2 回目以降は有料となります）
- **申請先・問合せ** 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

関連レポ

はーとん見守りシールの キーホルダー をいただきました



鳩山町では、認知症の方の一人歩きを早期に発見し、ご家族のもとに帰ることができるように「はーとん見守りシール」を対象の方に交付しています。今回、革のミニシューズづくりで町内事業に貢献いただいている増田利正さんが、「はーとん見守りシール用のキーホルダー」を作ってくださいました。見守りシールを貼るのを嫌がっていた高齢者が、このキーホルダーに入ると、身につけてくれたことができました。おしゃれて素敵なご寄付ありがとうございました。

アイデア レシピ 大募集！

はとやま食エコ推進事業

「はとやま食エコレシピコンテスト 2020」

日本では、まだ食べることができる食品が、食べ物をつくる（生産・製造）、売る、（販売）、食べる（消費）等の各段階において日常的に捨てられ、多くの「食品ロス※」が発生しています。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDG s ; Sustainable Development Goals）」の 1 つに位置付けられており、日本だけでなく国際的に取り組むべき課題となっています。

これまで町では、食にふれあう様々な食育事業を展開し、食に対する理解を深め、興味関心の向上や地産地消につながる取り組みを進めてきました。今年度はさらに、食品ロス削減や「もったいない」という食や環境に配慮する意識を育むことも、食育活動の一環として捉え、「はとやま食エコレシピコンテスト」を初開催します。

このコンテストでは、普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使った料理や、食材を丸ごと使う料理等、「食エコ」なアイデアレシピを募集します。皆様からのご応募をお待ちしております。
※食品ロス…食べられるのに捨てられてしまう食品

■ 応募方法

「応募用紙」に必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。応募用紙は園や学校を通じて配布します。町保健センターに設置するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

（町内在園・在学の方）

在籍する保育園、幼稚園、小中学校

（それ以外の方）

町保健センター（窓口・郵送・E-mail）

- ・和洋中などの料理の種類は問いません。
- ・一般的な食材や調理器具で作れる料理、加熱した料理であることが望ましいです。
- ・事業への採用時期は秋～冬頃の予定のため、できる限りその時期に手に入る食材を考慮してください。

■ 応募資格

どなたでもご応募いただけます（町外からの応募も可能です）

■ 応募条件

- ・おひとり何点でもご応募いただけますが、自作・未発表の作品に限ります。
- ・応募にかかる経費は、応募者負担です。

応募内容

- ・普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使うエコ料理
- ・食材を丸ごと使うエコ料理
- ・地元や県内でとれる農産物や町特産品を使ったエコ料理
- ・多く作りすぎた、食べ切れなかったおかずをリメイクしたエコ料理 等

審査のポイント

- ①食品ロスの削減につながる料理・レシピであること
- ②料理、レシピ等を通じて、伝えたいことや思いが明確であること
- ③創意工夫がされていること

応募期間

8月1日(土)～8月28日(金)

※その他、留意事項等は事業チラシまたは HP をご確認ください。

■ 審査方法

一次審査：書類審査

二次審査：web 審査（一次審査を通過した上位 7 作品に対して、町民の web 上の投票により順位を決定します）

■ 表彰等

- ・入選者には賞状と副賞を、その他応募者全員に参加賞を贈呈します。
- ・コンテスト結果は町広報やホームページに掲載します。
- ・優秀作品は、町食育事業で広く周知します。

■ 問合せ・提出先

町保健センター
（はとやま食エコレシピコンテスト事務局）
〒350-0324 鳩山町大字大豆戸 183-1
電話 049-296-2530 FAX 049-296-2832
メール h4600@town.hatoyama.lg.jp



暮らしの情報

Life Information



就労・試験

求人企業合同面接会

採用担当者と直接話してみませんか。予約不要、入退場自由です。求人企業情報を来場者全員に配布します。

▼対象 令和3年3月大学・短大・専門学校卒業見込みの方
既卒(3年以内)の方
▼日時 8月26日(水) 午後1時～4時(受付は正午～午後3時30分)

▼場所 大宮ソニックシティ4階市民ホール
▼持ち物 履歴書複数枚(当日会場でのコピーも可能)
▼参加企業 ウェブサイト(http://www.kotaiyouto-saitama.ne.jp/)に6月下旬に掲載予定

▼問合せ 埼玉県雇用対策協議会 ☎048-647-4185

自衛官等採用試験

▼募集種目 ①防衛医科大学校医学科学生 ②防衛医科大学校看護学科学学生 ③防衛大学校

生(一般) ④一般曹候補生 ⑤自衛官候補生

▼応募資格 ①18歳以上23歳未満 ②18歳以上33歳未満

▼受付期間 ①10月7日(水)まで ②10月1日(木)まで ③10月22日(木)まで ④9月10日(木)まで ⑤年間で随時受付

▼試験日 ①10月24日(土)・25日(日) ②10月17日(土)・18日(日) ③10月11日(土)・12日(日) ④9月18日(金)・20日(日) ⑤受付時にお知らせします。

※毎月1回説明会を開催
▼問合せ 自衛隊入間地域事務所 ☎04-2923-4691

公共下水道排水設備工事責任技術者共通試験

▼受験資格 次のいずれかに該当する方 ①高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方 ②高等学校を卒業した方で、排水設備工事等の設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方 ③排水設備工事等の設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方 ④前述の

①～③に準ずる方

▼試験日 11月29日(日) 市戸崎1-1

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策が継続している場合は、試験の実施方法を変更する場合があります。

▼受付期間 8月24日(月)～9月30日(水) (必着)
▼申込方法 郵送(詳細は受験案内を参照)
※受験案内は8月24日(月)より左記にて配布します。

▼受験料 1万円
▼問合せ 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 建設管理課 設担当 ☎294-9333

「介護職チャレンジ」事業説明会開催

埼玉県では、介護のお仕事に興味のある方を対象に、資格取得のための学校受講から県内介護施設での実務研修、直接雇用まで、幅広く支援をしています。また、介護助手の養成を支援する「介護アシスタントチャレンジ」の事業説明も併せて行います。
▼日時 9月4日(金)午後1時

お知らせ

ごみ集積所の適切な利用にご協力ください

夏休みやお盆休みも始まるこの時期は、例年ごみの排出量が多くなります。地域の皆さまにはごみ集積所を適正にご利用いただいているところですが、分別ができていない、指定日を守られていない、

事業系ごみが出されているなど不適正な利用も見受けられます。ごみ集積所の利用は、隣接地の方や清掃当番の方などのご理解とご協力によって成り立っています。ごみの排出の際には、分別や指定日を守るとともに、事業系ごみは収集しませんので適切な処分等をお願いします。

▼問合せ 役場産業環境課 ☎296-5894

ごみ・資源収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
8/9	10	11	12	13	14	15
	A 資ブ B 資び	A 可 B 可	A 資ベ B 不燃		A 可 B 可	
16	17	18	19	20	21	22
	A 資ブ B 資び	A 可 B 可	A 不燃 B 資ベ	A 紙布 B 紙布	A 可 B 可	
23	24	25	26	27	28	29
	A 資ブ B 資び	A 可 B 可	A 資ベ B 不燃		A 可 B 可	
30	31	9/1	2	3	4	5
	A 資ブ B 資び	A 可 B 可	A 不燃 B 資ベ	A 紙布 B 紙布	A 可 B 可	
6	7	8	A…亀井・今宿地区 B…ニュータウン地区			
	A 資ブ B 資び	A 可 B 可				

可…可燃物 不燃…不燃物・有害ごみ 紙布…紙・布類 資ベ…ペットボトル 資び…びん・かん類 資ブ…その他容器包装プラスチック類

8月の休日当番医 ※診療時間 午前9時～午後5時

日程	医療機関	診療科目	電話番号
10日(祝・月)	平成の森 川島病院(川島町)	内科	049-297-2811

電話番号	受付時間
休日や夜間の急病相談	
救急電話相談 #7119 または ※048-824-4199	毎日24時間
※電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。	
平日夜間時のお子さんの急病・けがなど	
比企地区 こども夜間 救急センター 0493-22-2822	【受付】月～金の午後7時30分～10時 【診察】月～金の午後8時～10時
場所：東松山医師会病院内(東松山市神明町1-15-10)	

有料広告スペース

有料広告スペース



暮らしの『相談室』

8月中旬～9月上旬

■**県の法律相談(電話相談)【要予約】**
 日時:【弁護士による相談】毎週月・木曜日 午後1時～4時
 【司法書士による相談】8月19日(水) 午後1時～4時
 問合せ: 県民相談総合センター ☎ 048-830-7830

■**女性相談【要予約】**
 日時: 8月11日(火)、9月8日(火) 午後1時～4時
 場所: 役場3階304会議室 問合せ: 総務課 ☎ 296-1214

■**行政相談・人権相談【要予約】**
 日時: 8月19日(水) 午後1時～3時 場所: 役場3階305会議室 問合せ: 総務課 ☎ 296-1214

■**行政書士による無料相談会【要予約】**
 日時: 8月26日(水) 午前9時～正午 場所: 役場3階305会議室 問合せ: 総務課 ☎ 296-1214

■**こころの健康相談【要予約】**
 対象: 町内在住の方 日時: 9月11日(金) 午後1時30分から
 場所: 町保健センター 申込・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

■**生活困窮者自立相談(生活保護受給者は除く)**
 日時: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
 場所・問合せ: アスポート相談支援センター埼玉西部・毛呂山出張所(ウイズもろやま内) ☎ 080-2274-1445、FAX295-7258

■**税務相談**
 日時: 8月11日(火) 午前10時～正午 場所・問合せ: 税務会計課 ☎ 296-5892

■**生涯学習相談**
 日時: 毎週木曜日 午後1時～4時 場所・問合せ: 教育委員会事務局 ☎ 296-1263

■**消費生活相談**
 日時: 毎週木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時
 場所・問合せ: 産業環境課 ☎ 296-5895

■**行政書士無料相談会【要予約】**
 日時: 8月20日(木) 午前9時～正午 主催・場所・問合せ: 鳩山町商会 ☎ 296-0591

■**その他相談**
 日時: 平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時
 場所・問合せ: 総務課 ☎ 296-1214

相談

がんワンストップ
電話相談

働く、がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、複数の専門職による相談会を開催します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、当面の間、電話による相談として実施しています。(費用無料)

がん患者の方
 ▼開催日 8月6日(木)・19日(水)・9月3日(木)・18日(金)・10月5日(月)・21日(水)・11月5日(木)・17日(火) 午後6時15分～8時30分(最終受付は午後8時)
 ▼相談対応職種 看護師、医療ソーシャルワーカー、両立支援促進員など
 ▼申込・問合せ 県疾病対策課 ☎ 048-830-03651
 またはメール a3590-06@pref.saitama.lg.jp (事前申込制)

新型コロナウイルス感染症とこころのケア

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレスなどのケアに関する相談先・各種情報等を掲載しています。
 ▼埼玉県立精神保健福祉センターホームページ「新型コロナウイルス感染症とこころのケア」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/kronahml>
 ▼問合せ ☎ 048-17231-3333 (相談・自殺対策担当 祝日を除く平日午前9時～午後5時)

覚えてください!ヘルプマーク



外見ではわからなくても、「義足や人工関節を使用している」「内部障がい(心臓・肝臓・呼吸器機能の障がいなど、体の内部の障がい)がある」「妊娠初期である」など、時に援助や配慮を必要としている人がいます。ヘルプマークは、そうした状態を周囲に知らせることで、みんなが助け合うきっかけを作るマークです。

ヘルプマークを付けている人を見かけたら、優先席利用の促し、災害時の避難の支援、相手に合った説明を行うなどの配慮をお願いします。

ヘルプマーク配付窓口

配付希望者は長寿福祉課窓口にお越しください。
 ※ヘルプマークの配付に関し、今後の参考とするため、配付時に窓口でお名前や必要な配慮すべき内容についてお話を伺います。

配慮をお願いします

外見ではわからなくても、障がいや疾病などの理由から、配慮が必要な人がいます。

- 疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人もいます。
- 災害時などに自分で安全に移動することが困難な人もいます。
- 会話をを行う際に難しい表現を使ったり、一度に複数の情報を伝えたりすると会話の内容が十分に理解できない人もいます。

■ 問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241
 FAX296-3390 または県障害者福祉推進課 ☎ 048-830-3303、FAX048-830-4789



埼玉県旧優生保護法一時金受付・相談窓口

旧優生保護法に基づき、昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に優生手術を受けた方に一時金が支給されます。対象者、手続きの確認等については、埼玉県の専用ダイヤルにお問い合わせください。
 (担当課: 県健康長寿課)

▼専用窓口
 ☎ 048-1831-2777
 (午前9時～午後5時。土日・祝日を除く)

FAX: 048-830-4804
 Eメール: a3570-12@pref.saitama.lg.jp

▼Wm詳細はこちら



労働相談・メンタルヘルズ相談

長時間労働、残業代未払い、パワハラ、突然の解雇など、職場のお悩みをご相談ください。相談無料・秘密厳守です。

相談日・受付時間

【①労働相談】月～金曜日 電話相談は午前9時～午後4時30分、来所相談は午前9時～午後4時

【②特別労働相談】金曜日(要予約)
 【③働く人のメンタルヘルズ相談】月～木曜日(要予約)

※いずれも年末年始、祝日を除きます。

▼相談員 ①労働相談員(県職員) ②弁護士 ③産業カウンセラー

相談・予約・問合せ

埼玉県労働相談センター
 (さいたま市浦和区高砂3-1-1)
 ☎ 048-830-4522



有料広告スペース

有料広告スペース

**普通救命講習
中止のお知らせ**

西入間広域消防組合消防署で9月6日(日)に予定していた、普通救命講習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 西入間広域消防組合消防署 ☎295-0119

お知らせ

り運転は「妨害運転罪」として規定され、取り締まりの対象となりました。

運転する際には、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心がけましょう。

なお、あおり運転による被害を受けないためには、ドライブレコーダーの取り付けが有効です。また、あおり運転を運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ることなく警察へ通報しましょう。

▼問合せ 役場産業環境課 ☎296-55894

**「犯罪！免許取消！」
ストップ！あおり運転**

令和2年6月



30日より、道路交通法の一部が改正され、あおり運転(妨害運転)に対する3〜5年以下の懲役または50〜100万円以下の罰金さらに免許取消などの罰則が創設されました。

これにより、他の車両等の通行を妨害する目的の急ブレーキや、車間距離不保持などのおお

**ご利用ください
「サポカー補助金」**

65歳以上の高齢運転者を対象として、衝突被害軽減ブレーキやベダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された、安全運転サポート車の購入等を補助する、国の「サポカー補助金」の申請受付が、令和2年3月9日から開始されています。

対象車種やグレード等については、自家用については経済産業省のホームページで、事業用

については国土交通省のホームページでご確認ください。

また、申請手続き等の詳細については、補助事業執行団体である(一社)次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。

※サポカー補助金は申請総額が予算額を超過次第、募集が終了になります。

▼問合せ (一社)次世代自動車振興センター ☎0570-10581850(午前9時〜午後5時15分。土・日・祝日は除く)

**西入間交通安全協会
優良運転者を表彰します**

西入間警察署及び西入間交通安全協会では、優良運転者の表彰を行います。

▼申請基準 西入間交通安全協会の会員で、過去5年以上無事故・無違反で、他の運転者の模範になる方

▼表彰区分 5年以上表彰から40年以上表彰まで(5年ごとの8区分)

▼申請手続き 申請者の運転免許証、印鑑、現金670円(無事故・無違反証明書)をご持参

のうえ、9月15日(火)までに、下記までお越しください。

※11月中旬に表彰式を予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては変更となる場合がございます。

▼問合せ 西入間交通安全協会(西入間警察署内1階) ☎289-0202

農地の利用状況調査を行います

鳩山町農業委員会では、農地法第30条に基づき町内農地の利用状況調査を行います。

調査期間内は鳩山町農業委員等が町内農地の現地確認を行いますので、農地への立ち入りにご了承いただくとともに、所有農地の適正な管理に努めていただくようお願いいたします。

調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

▼調査期間 8月17日(月)〜10月26日(月)

▼調査場所 町内農地

▼問合せ 鳩山町農業委員会(役場産業環境課内) ☎296-55895

**鳩山町コミュニティ・
マルシェは8月から
土曜日も開館します**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月から制限つきで開館していた鳩山町コミュニティ・マルシェ(ニュータウンふくしプラザを含む)を、8月1日から土曜日の開館を再開します。

▼問合せ 鳩山町コミュニティ・マルシェ ☎272-7528
ニュータウンふくしプラザ ☎290-5469

**住民票の写し等
第三者交付に係る
本人通知制度のお知らせ**

この制度は、住民票の写しや戸籍などの不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、代理人や第三者へ証明書を交付した場合に、事前に登録していただいた方へ通知する制度です。

▼登録できる方 鳩山町の住民基本台帳または戸籍簿・除籍簿に記載がある方、過去に記載があった方

▼登録に必要なもの 印鑑本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、パスポート)、(代理人の場合は、委任状)、住民票の写し(住所も本籍も鳩山町以外の方のみ)

▼対象となる証明書 住民票(除票含む)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍(除籍)全部(個人・一部)事項証明書、戸籍の附票(除票を含む)の写し

▼問合せ 町民健康課 ☎296-55891

町内の『サロン』

■総合福祉センター内常設型サロン

対象：どなたでも利用可 開設日時：毎日(土・日・祝日・年末年始を除く)午前10時〜午後5時 場所：総合福祉センター1階(大豆戸183-5) 問合せ：町社会福祉協議会 総合相談支援窓口 ☎298-5772

■ニュータウンふくしプラザ

対象：どなたでも利用可 開設日時：毎日(日・祝日・年末年始を除く)午前10時〜午後5時 場所：鳩山町コミュニティ・マルシェ内(松ヶ丘1-2-4 タウンセンター1階) 問合せ：ニュータウンふくしプラザ ☎290-5469

■はーとんカフェ今宿

対象：町内在住の概ね65歳以上の方とその家族 開設日時：毎週火・金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時〜午後4時 所在地：今宿532-7(プラザM内) 問合せ：はーとんカフェ今宿 ☎296-6776

■ふれあいいきいきサロン

対象：町内在住の概ね65歳以上の方 内容：健康体操、レクリエーション(ゲームなど) 開設日時・場所：原則第1月曜日 午前10時〜正午 今宿コミュニティセンター1階集会所ホール/原則第3月曜日 午前10時〜正午・ふれあいセンター3階301・302会議室 問合せ：町社会福祉協議会 ☎296-5296

■鳩ヶ丘のびのびプラザ

対象：町内在住の高齢者 開設日時：毎日(日・祝日・年末年始を除く) 午前9時〜午後4時 場所：鳩山小学校内 問合せ：鳩ヶ丘のびのびプラザ ☎296-1571

■精神保健福祉コミュニティサロン

対象：町内在住の心の健康に悩みのある方とその家族、支援者など 日時：8月13日(木)・27日(木) 午後2時〜午後4時 場所：町ふれあいセンター304会議室 問合せ：役場長寿福祉課 ☎296-1241

■介護者交流サロン

対象：在宅介護をしている家族など 開設日時：毎月第2・4火曜日 午前10時〜正午 場所：鳩山松寿園東館 地域交流スペース(松ヶ丘4-1-3) 問合せ：町地域包括支援センター ☎296-7700

有料広告スペース

有料広告スペース

お知らせ

町スポーツ協会
スポーツ賞推薦は
8月28日まで

鳩山町スポーツ協会では、町のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著である方に「功労賞」を、スポーツ界で優秀な成績を収めた方に「優秀選手賞」を贈り、その榮譽を称え顕彰しています。

該当者の推薦は、8月28日（金）までに町スポーツ協会事務局へ連絡をお願いします。選考委員会において受賞者を決定し、9月18日（金）までに結果をお知らせします。

▼推薦基準 【功労賞】町のスポーツ指導に精励しているまたは功績がある方、町のスポーツ団体の振興発展に努力し、原則として10年以上尽力した方など。

【優秀選手賞】町内在住・在勤・在校者で、県総体で優勝・準優勝した方、県代表として全国大会に出場した方、当町代表として県大会に出場し、特に優秀な成績を収めた方など。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

▼授賞式 10月4日（日）午前10時より役場305・306会議室にて行います。

▼問合せ 町スポーツ協会事務局（町民体育館）
☎296-4900

試験電波発射による
テレビ受信障害発生の
恐れがあります

700メガヘルツ帯の周波数を用いた新たな携帯電話システムの運用が始まっています。それに伴い、9月に試験電波発射を行う町内の一部地域で、地上デジタルテレビ放送が「映らなくなる」などの影響が発生する恐れがあります。

その対応策として、一般社団法人700メガヘルツ利用推進協会により、対策が必要なご家庭に対して8月から周知チラシが配布されます。

なお、工事に関する費用は同協会が負担し、工事業者が費用を請求することは一切ございません。訪問する工事業者は、

「テレビ受信障害対策員証」を携帯して行います。不審な場合は、左記までご連絡ください。

▼問合せ 700メガヘルツテレビ受信障害対策コールセンター
☎0120-700-012
※右記番号でつながらない場合
050-3786-0700
（有料）

ご存知ですか？
建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づく国の制度で、建設業界全体での退職金制度です。

事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に、建退共から退職金を支払います。

▼加入できる事業主 建設業を営む方

▼対象となる労働者 建設業の現場で働く人

▼掛金 日額310円（掛金の一部を国が助成します。）

▼問合せ 建退共埼玉県支部
☎048-861-5111

中小企業退職金共済制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。ぜひご加入ください。

▼制度の特徴

◆掛金の一部を国が助成します。
◆掛金は全額非課税。手数料も不要です。

◆社外積立型なので管理が簡単です。

◆パートタイマーや家族従業員も加入できます。

▼問合せ 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

毛呂山特別支援学校
企業向け学校公開の
お知らせ

県立毛呂山特別支援学校では、下記の日程で、企業向け学校説明会を開催いたします。内容は、障がい者雇用を検討されている企業様を対象とした、障がい者雇用に関する理解を深めていただくための授業見学及び講演会です。

また、本校では高等部2、3年

生の企業就労に向けた実習の受入先も併せて募集しております。将来の雇用の可否に関わらず、実習のみの受入でも結構です。

■日時 9月14日（月）午前9時50分～正午

（授業見学…午前10時10分～講演会…午前11時10分～）

■申込・問合せ 県立毛呂山特別支援学校進路支援部
☎294-7200

なお、企業向け学校公開につきましては、新型コロナウイルスの状況により中止等の可能性もあります。ご了承ください。

各種 PR・求人にも！ 広告紙等の
有料広告をご利用ください

毎月 6,100 部発行（全戸配布）の広報や、年間 8 万回以上の閲覧がある町ホームページ（トップページ）に、広告やバナーを掲載してみませんか？

■掲載料 【広報紙】10,000 円または 20,000 円 / 回 【ホームページ】10,000 円 / 月

■問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212

余暇よか Days

趣味や学びの情報便

8月・9月上旬の
公民館・図書館**休館日**
8月3日(月)・10日(祝・月)・11日(振替・火)・17日(月)・24日(月)・31日(月)・9月7日(月)
※図書館は8月28日(金)も休館となります。

大学の開放授業講座 受講生募集

55歳以上の方を対象に、7大学が様々な分野の講座を開放し、一般の学生と一緒に学んでいただく機会を提供します。

募集開始 8月1日

対象 県内在住の55歳以上の方

期間 おおむね9月～2月

場所 県内や都内の大学

科目 経済政策、社会福祉、語学など

申込 県ホームページの募集案内を確認の上、各大学へ直接申込み(詳細は募集案内をご確認ください)

問合せ 県高齢者福祉課 ☎048-830-3263

※今般の「新型コロナウイルス感染拡大防止」に伴い通常と異なる受講方法となる場合があります。詳しくは各大学へお問い合わせください。



国営武蔵丘陵森林公園 見ごろ予定の花「コリウス」

今年の夏は、6年ぶりにコリウスの花畑がお楽しみいただけます。色鮮やかな葉が6品種・約1万3千株。見ごろは10月中旬までの予定です。場所は中央口・西口より徒歩約20分のこもれび花畑です。また秋の七草オミナエシも約300株が順次開花し、9月中旬まで見ごろになります。

開園時間 午前9時30分～午後5時

入園料 高校生以上450円、65歳以上210円、中学生以下無料 ※駐車場代別途(普通車650円/1日)

問合せ 同園管理センター ☎0493-57-2111
※水遊び場等の一部施設・物品は利用休止となっています。

第41回「はとやま祭」 第6回「言ってんべー・聞いてんべー大会」 第45回「中央文化祭」第25回「鳩山陶芸展」 開催中止のお知らせ

毎年11月3日に開催している「はとやま祭」につきましては、はとやま祭実行委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年度の開催を「中止」することとしました。また、例年同日開催していました「言ってんべー・聞いてんべー大会」、同日及び翌日開催していました「中央文化祭」「鳩山陶芸展」につきましても、同観点から「中止」することとしました。例年足を運んでいただいている皆さま、出店されている事業者の皆さま及び、参加者や出品者の方などには、来年度の開催に向けご理解とご協力をお願いします。

■「はとやま祭」に関する問合せ

役場産業環境課 ☎296-7887

■「言ってんべー・聞いてんべー大会」に関する問合せ

町教育委員会事務局 ☎296-1263

■「中央文化祭」「鳩山陶芸展」に関する問合せ

町中央公民館 ☎296-2774

第63回「鳩山町民体育祭」 開催中止のお知らせ

毎年10月に開催している「町民体育祭」につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年度の開催を「中止」することといたしましたので、お知らせいたします。来年度の開催に向けご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ 町民体育館 ☎296-4900

図書館「文学講座」 開催中止のお知らせ

毎年、町立図書館で開催している「古典文学講座」と「短歌講座」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年度の開催を「中止」いたします。

■問合せ 町立図書館 ☎296-5660



「屋号の「セ・シュエット」はフランス語で「いいね」「素敵！」という意味。その名のとおり喜ばれる作品を作りたい」

vol.16

マルシェ人 × Interview

このコーナーでは、鳩山町コミュニティ・マルシェに関わる人たちをご紹介します。

木村 さん

まちおこしカフェでアクセサリや粘土細工、布マスクなどを出品している Atelier C'est Chouette (アトリエ・セ・シュエット)の木村さんにお話を聞きました。

まちおこし カフェ 出品者

「マルシェで活動をはじめた経緯と感想を教えてください」
5年前に鳩山町に家を購入し、ちょうどマルシェがオープンする頃は何かできるだろう、何をやる所なのかなと、興味津々でした。
「手作り作家さんが自由に出品してよいのですよ」とのお話を聞いて、趣味で30年ほど前から続けている、粘土造形のたまたま作品を日の目に出してあげたいと思いつき、出品を決めました。
「作品を作るうえで大切にしていることや作品に対する思いを教えてください」
自分自身が欲しいと思うものがベイスになっていきます。そして、可愛らしいこと、さらには実用性も忘れてはならない！と心がけています。
新型コロナウイルスを猛威が振るい

始めた頃、品薄となって高騰したマスクを買わざるを得ないため、行列に並ぶという現象が起きている時期に、町で買いたく思われる高年齢の男性をお見かけしました。買いたくてもなかなか手に入らないのだろうと悲しくなり、誰でも買えるような安価で着心地のよいマスクを作製し、マルシェに出品させてもらっています。
「今後の抱負などを教えてください」
元々、もの作りが好きで、自分自身も作りたいな！と思えるようなものを作りたいな！と思っています。ワンタッチエプロンなど、購入された方が喜んでいただくとスタッフから聞くと、励みになります。移住してきたこの町で、少しでも貢献できれば嬉しいです。



▲紐が不要のワンタッチエプロン(写真左)、クレイクラフトアートのメッセージを入れられるデコ飾り、小学生向けのワークショップも行いたいと話していました(写真中央)。石粉粘土製のティッシュケース(写真右)。

はとやまハウス企画！

韓国人留学生による韓国語講座を開催します

はとやまハウス(学生用シェアハウス)に入居中の韓国人留学生ジャン・ダンソル氏による韓国語講座(入門編)を行います。

■日時 8月3日(月)、17日(月)、24日(月)、31日(月) 時間はいずれも午前10時30分～11時15分(内容は4回とも同じです。)

■参加方法 要事前予約

場所・問合せ 鳩山町コミュニティ・マルシェ ☎ 272-7528 (日・祝日を除く。午前9時～午後5時)



◀7月に行われた韓国語講座の様子。3日間行われ、のべ13人の参加がありました。

県立鳩山高等学校公開講座 「動画を作って配信してみよう」

県立鳩山高等学校では、地域の方を対象に、公開講座を開催します。

内容 プレゼンテーションソフトを使って動画を作成します。また、動画共有サイトにアップロードする方法も学びます。



日時 ①8月7日(金) ②8月18日(火) いずれも午前9時～正午 ※両日とも同じ内容

場所 県立鳩山高等学校 情報実習室

対象 一般(中学生以上)

費用 無料

持ち物 筆記用具、スリッパ

申込・問合せ 県立鳩山高等学校 担当 宮島

☎ 296-5395 (申込時間: 祝日を除く平日午前9時～午後4時30分)

電話にてお申し込みをお願いします。その際、氏名などを伺います。

※実施日の前日までのお申し込みをお願いします。

レポート 「第70回社会を明るくする運動」 伝達式が行われました

7月17日(金)、「第70回社会を明るくする運動」の一環で、内閣総理大臣のメッセージを藤堂保護司から町長へ手渡す伝達式が行われました。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための法務省主催の全国的な運動です。

毎年、保護司と更生保護女性会会員の皆さんによる啓発活動が行われていましたが、今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、伝達式のみを行いました。藤堂保護司から町長へ内閣総理大臣のメッセージが手渡されるとともに、今後の継続的な活動を誓いました。



▲内閣総理大臣のメッセージを伝達する藤堂保護司





子育てカレンダー 8月中旬～9月上旬



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報に変更となる可能性があります。最新情報を、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

火水木 ひばりキッズルーム

わいわい遊
びながら、情報
交換で子育て
の悩みを解消
しましょう！



対象：【カンガールーム(水)】
0歳児(生後3か月から)、1歳
児【コアラーム(火・木)】2
歳児、3歳児 **時間：**午前10
時～正午 **内容：**お散歩、折り
紙制作、伝承遊び、ごっこ遊びなど
※利用にあたり、事前に申込み
が必要です。

**場所・問合せ：ひばり子育て支
援センター ☎ 296-5694**

9/11(金) 保育体験

親子で参加する保育体験です。
対象：平成28年4月2日～平
成29年4月1日生まれの幼児
と保護者 **時間：**午前9時30
分～正午 **費用：**保険料432円
(初回参加時にご用意ください)
**場所・問合せ：町立鳩山幼稚園
☎ 296-0592**



すくすく

8/24(月) 妊婦・乳幼児 健康相談

対象：妊婦・生後4か月～4歳
(事前予約制) **時間：**午前9時
30分～11時 **内容：**身体計測、
健康相談、栄養相談 **持ち物：**
母子健康手帳、タオル

**場所・問合せ：町子育て世代包
括支援センター「びっぴ」(町
保健センター内) ☎ 298-1136**

8/25(火) 3歳児健診

対象：平成29年1月～3月生ま
れ **内容：**身体計測、問診、保健
相談など ※受付時間、持ち物等
詳細は個別に通知します。

**場所・問合せ：町保健センター
☎ 296-2530**

9/9(水) ママパパ教室

内容：赤ちゃんのお風呂の入れ
方とコツ **対象：**妊婦(対象者
には開催日の1か月前に個別通
知します) **時間：**午前10時～
11時30分

**場所・問合せ：町子育て世代包
括支援センター「びっぴ」(町
保健センター内) ☎ 298-1136**

相談

教育相談

日時：9月3日(木)・10日(木)・
17日(木)・24日(木) 午前
10時～午後4時

**場所・問合せ：町立鳩山中学校
さわやか相談室 ☎ 296-2230**

ひばり子育て相談(電話相談)

外出するの
はちょっと大
変という方に、
保育士・看護
師が適切なア
ドバイスをし
ます。



受付時間：平日(月～金) 午前
9時～午後5時
**問合せ：ひばり子育て支援セン
ター ☎ 296-5694**

よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)

◆保護者専用
☎ 048-556-0874
◆保護者・子ども共通
Eメール相談
soudan@spec.ed.jp
◆18歳以下の子ども専用
(無料) ☎ # 7300
または 0120-86-3192

児童扶養手当・特別児童扶養手当に 関する届出をお忘れなく

児童扶養手当

対象：父母の離婚などで、父または母と生計を同
じくしていない子どもを育てている家庭や、父
または母に一定の障がいがあり子どもを育てている
家庭など

支給期間：18歳になった年の年度末まで(一定
の障がいがある児童は20歳未満)

申込：【新規の方】随時 【受給中の方】8月31日
(月)までに現況届を提出

特別児童扶養手当

対象：精神または身体に一定の障がいがある20
歳未満の子どもを育てている家庭など

申込：【新規の方】随時 【受給中の方】8月12日
(水)～9月11日(金)までに所得状況届を役場
町民健康課に提出

※いずれも所得などの支給要件があります。
問合せ：役場町民健康課 ☎ 296-5891 または県
少子政策課 ☎ 048-830-3337

お忘れなく「児童手当現況届」

受給資格の確認のため、児童手当を受給してい
る方は、現況届の提出が必要です。該当者には6
月上旬に届出書を郵送しています。まだ、届出が
お済みでない方は、早めにご提出をお願いします。

提出されないと、6月以降の手当が支給されま
せんで、ご注意ください。

なお、児童手当から給食費等の引き落としをご
希望される方は、下記までお申し出ください。

問合せ：役場町民健康課 ☎ 296-5891

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施について

さいたま地方務局と埼玉県人権擁護委員連合
会は、子どもをめぐる様々な人権問題へ取り組む
ため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
として、通常の受付時間を延長するなどし、一人
でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談
を受け付けます。

■期間 8月28日(金)から9月3日(木)まで
■時間 午前8時30分から午後7時まで

※ただし、8月29日(土)・30日(日)は、午前
10時から午後5時まで

■電話番号 0120-007-110(全国共通・無
料)(IP電話からは接続できません)

■相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員
連合会子ども人権委員会委員(秘密は厳守します)

■問合せ さいたま地方務局 人権擁護課
☎ 048-859-3507

「つどいの広場(ぼっぼ)」と「びっぴプレイルーム」の利用について

新型コロナウイルス感染防止として密度をあげないよう、「つどいの広場(ぼっぼ)」と「びっぴ
プレイルーム」は事前予約制の利用となっています。ご理解とご協力をお願いいたします。

つどいの広場(ぼっぼ)

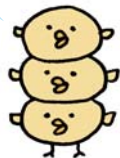
■開室日時 月～火、木～土曜日(祝日を除く)
午前10時～11時30分 午後1時～2時
30分(各時間帯定員6組12名程度)
■予約申込・問合せ つどいの広場(ぼっぼ)
☎ 296-7733 (役場では受付けておりません)

びっぴプレイルーム

■開室日時 月～金曜日(祝日を除く) 午前9
時～9時50分 午前10時～10時50分
午前11時～11時50分(各時間帯定員5名)
■予約申込・問合せ びっぴ子育て世代包括支援
センター ☎ 298-1136

きつず びろほ

皆さんからの
写真募集中!



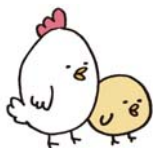
投稿方法の詳細は、町ホームページをご覧ください。

※投稿多数時は1号に複数枚掲載する場合があります。また、掲載月のご希望に沿えない場合があります。



夏はやっぱり、これだね♪(*´艸`)
来実(くるみ)ちゃん(1歳)

今月の図書館新着絵本



このコーナーでは、町立図書館に新しく入った絵本を紹介します。

まあるくなーれ わになれ



真珠 まりこ 作・絵
鈴木出版 出版

うりのつる くるくる



田島 征三 作
光村教育図書 出版

五十音



北原 白秋 詩
高島 純 絵
光村教育図書 出版

↑ 保管用などに穴あけをする方は、この印を目安にしてください。

人口と世帯
7月1日現在
()は対前月比

人口	13,562人 (-10)
男	6,638人 (-8)
女	6,924人 (-2)
世帯	6,027世帯 (+3)
6月の出生数	3人

8月の納税・納付

町・県民税	(第2期)
国民健康保険税	(第2期)
後期高齢者医療保険料	(第2期)
介護保険料	(第2期)

◆納期限を過ぎないように、口座振替やコンビニ納付をご利用ください。

編・集・室

梅雨の影響もあり、台風が到来する前から各所で、洪水による被害が発生しています。加えて、最近では地震も多発しており、万が一に備えて、個人的にもう一度避難場所や、避難持ち出し品なども含めて見直してみたいと思います。(金巻)

広報はとやま no.583 (令和2年8月1日発行)

この広報紙は再生紙を使っています。

編集: 鳩山町役場政策財政課 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16
TEL049-296-1211 FAX049-296-2594

公式WEBサイト <http://www.town.hatoyama.saitama.jp>

公式フェイスブック <https://www.facebook.com/hatoyamatown>

公式ツイッター <https://twitter.com/hatoyamatown>

町では、広く皆さんに周知するため、イベントなどの際に撮影した写真や動画を、広報紙やインターネット上に掲載する場合がございます。皆さまのご理解と協力をお願いいたします。

なお、掲載することに不都合がある場合は、お手数ですが、撮影時にお声がけいただけますようお願い申し上げます。
※紙面に掲載している写真は、一部イメージ写真を使用しています。

